

別表第 1

生産品目		調査の範囲		調査の種類	提出部数	提出期日	提出先	都道府県が 産出する	府事 業に 出期 する	産長 業に 出期 する
		事業所	特定事業所							
鉄鋼及び鉄鋼加工製品	鉄鋼 銑鉄、フェロアロイ粗鋼、半製品、鍛鋼、鋼製品	全部	全部	鉄鋼月報(その一)	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
				鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
	普通鋼熱間圧延鋼材	全部	全部	鉄鋼月報(その二)	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
				鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
	普通鋼冷間仕上鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	磨帯鋼・冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、ブリキ、ティンフリースチール、亜鉛めっき鋼板、その他の金属めっき鋼板、簡易鋼矢板、軽量形鋼	銑鉄、フェロアロイ、粗鋼、鋼半製品、鍛鋼品、鋳鋼品、一般普通鋼熱間圧延鋼材、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、めっき鋼材、特殊鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼冷延鋼板、鋼管(冷けん鋼管を除く。)又は鋳鉄管(以下「銑鉄等」という。)を生産するもの	鉄鋼月報(その四)	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
				鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
				鉄鋼月報(その四)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
		上記以外のもの	銑鉄等を生産するものであって従事者三十名以上のもの	鉄鋼月報(その九)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
				鉄鋼月報(その七)	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
		上記以外のもの	銑鉄等を生産するものであって従事者三十名以上のもの	鉄鋼月報(その七)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
	鉄鋼月報(その七)			二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日		
	特殊鋼熱間圧延鋼材	全部	全部	鉄鋼月報(その五)	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
鉄鋼月報(その九)				一部	翌月十五日	経済産業大臣				
特殊鋼冷間仕上鋼材	磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板	銑鉄等を生産するもの	鉄鋼月報(その五)	一部	翌月十五日	経済産業大臣				
			鉄鋼月報(その九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣				

				上記以外のもの	鉄鋼月報(その五)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
					鉄鋼月報(その九)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
		磨棒鋼 冷間圧造用炭素鋼線 P C 鋼線 ピ ア ノ 線 ステンレス鋼線 その他の特殊鋼線		鉄鉄等を生産するものであって従事者三十名以上のもの	鉄鋼月報(その七)	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
				上記以外のものであって従事者三十名以上のもの	鉄鋼月報(その七)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
	鋼管	普通鋼鋼管 特殊鋼鋼管		鉄鉄等を生産するもの	鉄鋼月報(その六)	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
				上記以外のもの	鉄鋼月報(その九)	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
				上記以外のもの	鉄鋼月報(その六)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
				上記以外のもの	鉄鋼月報(その九)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
	鑄鉄管			従事者三十名以上のもの	鉄鋼月報(その七)	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
	鉄鋼加工製品	鋼 P C 鋼より 索線 金鉄く 電気溶接棒 ドラム缶 十ハリットル缶 食一般缶		鉄鉄等を生産するものであって従事者三十名以上のもの	鉄鋼月報(その七)	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
				上記以外のものであって従事者三十名以上のもの	鉄鋼月報(その七)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
一般機械器具	ボイラ及び原動機(自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く。)	内 燃 機 関 ボ イ ラ 蒸 気 タ ー ビ ン ガ ス タ ー ビ ン	はん用内燃機関 船用ディーゼル機関	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その一)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その一)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その一)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
土木建設機械、鉱山機械及び破砕機	土 木 建 設 機 械 鉱 山 機 械 破 砕 機	装軌式トラクタ(ブルドーザに限る。) 建設用クレーン 掘削機械 整地機械 アスファルト舗装機械 コンクリート機械 基礎工事用機械 高所作業車 破砕せん孔機 破砕機	はん用内燃機関 船用ディーゼル機関	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その二)	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その二)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その二)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣	

化学機械及び貯蔵槽	化学機械	ろ過機器 分離機器 混合機、かくはん機及び 粉碎機 反応用機器	従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その 三)	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
	貯蔵槽	塔槽 乾燥機	従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 三)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製本及び紙工機械	製紙機械 プラスチック加工機械	射出成形機(手動式を 除く。) 押出成形機 ブロウ成形機	従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その 四)	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 四)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
	印刷機械 製本機械 紙工機械		従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その 四)	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 四)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
ポンプ、圧縮機及び送風機(自動車用及び航空機用のものを除く。)	ポンプ(手動式及び消防ポンプを除く。) 真空ポンプ 圧縮機 送風機(排風機を含み、電気ブロウを除く。)		従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その 六)	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 六)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
				経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報(その 六)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣		
油圧機器及び空気圧機器(航空機用のものを除く。)	油圧機器 空気圧機器		従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その 七)	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 七)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
				経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報(その 七)	二部	翌月 十五日	経済産 業大臣		
運搬機械及び産業用ロボット	クレーン 巻上機 コンベヤ エレベータ(自動車用を除く。) エスカレータ 機械式駐車装置 自動立体倉庫装置 産業用ロボット		従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その 八)	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 八)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
動力伝導装置	固定比減速機 (自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く。) 歯車(粉末や金製品を除く。) スチールチェーン		従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その 九)	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 九)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
農業用機械器具及び木材加工機械	農業用機械器具 木材加工機械	整地用機器及び付属品 栽培用機器 管理用機器 収穫調整用機器	従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その 十)	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 十)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	

			のもの	十)		十日	県知事	十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その十)	二部	翌月十五日	経済産業大臣	
金属工作機械	旋盤 削盤 歯切り盤及び歯車 仕上げ機械 専用機 マシニングセンタ その他の金属工作 機械		従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その十一)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上 百名未満のもの		機械器具月報(その十一)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その十一)	二部	翌月十五日	経済産業大臣	
金属加工機械 及び鋳造装置	金属加工機械 鋳造装置	金属一次製品製造機械 二次金属加工機械 ダイガストマシン 鋳型機械 砂処理・製品処理機械及 び装置	従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その十二)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者三十名以上 百名未満のもの		機械器具月報(その十二)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その十二)	二部	翌月十五日	経済産業大臣	
食料品加工機械、 包装機械及び荷造 装置	食料品加工機械 包装機械及び荷造 機械	個装・内装機械 外装・荷造機械	従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その十四)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者三十名以上 百名未満のもの		機械器具月報(その十四)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その十四)	二部	翌月十五日	経済産業大臣	
事務用機械	謄写機(謄写版を除く。) 事務用印刷機(B3版未 満のオフセット印刷 機) 複写機(ジアソ式等 を除く。) 金銭登録機	デジタル機 フルカラー機	従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その十六)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上 百名未満のもの		機械器具月報(その十六)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その十六)	二部	翌月十五日	経済産業大臣	
ミシン及び織 維機械	ミシン	家庭用ミシン 工業用ミシン	従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その十七)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者三十名以上 百名未満のもの		機械器具月報(その十七)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その十七)	二部	翌月十五日	経済産業大臣	
	織維機械		従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その十七)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上 百名未満のもの		機械器具月報(その十七)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
冷凍機及び冷凍 機応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品	エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケ ース フリーザ(業務用冷凍 庫を含む。)	従事者百名以上 のもの		機械器具月報(その十八)	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上 百名未満のもの		機械器具月報(その十八)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日

	冷凍機及び冷凍機 応用製品の補器 冷凍・空調用冷却塔	除湿機 水 チリングユニット(ヒート ポンプ式を含む。) 冷凍・冷蔵ユニット	のもの	十八)		十日	県知事	十五日	
業務用 サービス 機器	自動販売機 自動改札機・自動 入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機器		従事者百名以 上のもの	経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十八)	二月 十五日	経済産 業大臣		
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 十九)	二月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
				経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 十九)	二月 十五日	経済産 業大臣		
軸受 (軸受 メタル 等を含 む)	軸受 メタル ブッシュ	玉軸受 軸受 ユニット	従事者百名以 上のもの		機械器具月報(その 二十)	二月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 二十)	二月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
				経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 二十)	二月 十五日	経済産 業大臣		
鉄構物 及び架 線金物	鉄構物	鉄骨 軽量鉄骨 橋りょう 鉄塔 水門(水門巻上機を含 む。) 鋼管(ベンディングロ ールで成型したものに限 る。)	従事者五十名 以上のもの		鉄構物及び架線金物 月報	二月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
	架線金物	送電用 変電用 通信線路用及び電車線用	従事者三十名 以上のもの						
ばね	かさね板ばね つまきばね ねじり棒ばね 線ばね うす板ばね ばね座		従事者三十名 以上のもの		ばね月報	二月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
金型	プレス用金型 鍛造用金型 鑄造用金型 ダイカスト用金型 プラスチック用金 型 ガラス用金型 ゴム用金型 粉末や金用金型		従事者百名以 上のもの		機械器具月報(その 二十三)	二月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 二十三)	二月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
機械工 具	特殊鋼切削工具	ドリル(木工用を除く。) ミーリングカッタ ギヤーカッタ(ねじフライ スを含む。) ブローチ タップ・ダイス リーマ・バイト	従事者百名以 上のもの		機械器具月報(その 二十四)	二月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報(その 二十四)	二月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
	ダイヤモンド工具 C(W)BN工具			経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報(その 二十四)	二月 十五日	経済産 業大臣		

	超硬工具			の	二十四)		十五日	業大臣		
弁及び管継手	バルブ及びコック管継手		従事者百名以上のもの		弁及び管継手月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの			二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物	空気動工具のこ刃物		従事者百名以上のもの		空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの			二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	作業工具		従事者百名以上のもの			二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者二十名以上百名未満のもの			二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器	ガス機器	ガスこんろ ガス湯沸器 ガス温水給湯暖房機 ガス風呂がま ガスストーブ ガス温風暖房機	従事者百名以上のもの		ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの			二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	石油機器 太陽熱温水器	石油ストーブ 石油温風暖房機 石油温水給湯暖房機								
半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置	半導体製造装置フラットパネル・ディスプレイ製造装置		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その五十七)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その五十七)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
電気機械器具	回転電気機械(航空機用のものを除く。)	直流機 交流発電機 電動機一体機器	従事者百名以上のもの		機械器具月報(その二十八)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その二十八)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
静止電気機械器具(航空機用のものを除く。)	変圧器(電子機器に組み込まれるものを除く。) 電力変換装置 コンデンサ(電子機器用のものを除く。) 避雷装置 リアクトル 電気炉 電気溶接機		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その二十九)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その二十九)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
開閉制御装置(航空機用のものを除く。)	開閉制御装置開閉機器		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
民生用電気機械器具	電子レンジ 電気がま ジャーボット 食器洗い乾燥機		従事者百名以上		機械器具月報(その)	二部	翌月	経済産		翌月

	電気冷蔵庫 クッキングヒーター 換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機 家庭用電気井戸ポンプ 電気洗濯機 電気掃除機 温水洗浄便座 電気かみそり 電気マッサージ器具		上のもの	三十一)		十日	業局長		十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十一)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
電球、配線及び電気照明器具	電球 配線及び電気照明器具	白熱電球 LEDランプ 配線器具 電気照明器具	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十二)	二部	翌月十日	業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十二)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
通信機械器具及び無線応用装置	電話機 電話応用装置 ファクシミリ 交換機 搬送装置 無線通信機器(衛星通信装置を含む。) ネットワーク接続機器	ボタン電話装置 インターホン	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十三)	二部	翌月十日	業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十三)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
民生用電子機械器具	薄型テレビ ビデオカメラ(放送用を除く。) デジタルカメラ カーオーディオ カーナビゲーションシステム 補聴器		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十四)	二部	翌月十日	業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十四)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
電子部品	受動部品 接続部品 電子回路基板 電子回路実装基板 変換部品 メモリ部品 スイッチング電源	抵抗器 固定コンデンサ トランス インダクタ(コイルを含む。) 機能部品 スイッチ(通信・電子装置用に限る。) コネクタ リレー(有線通信機器用に限る。) 音響部品 磁気ヘッド 磁気ディスク 光ディスク	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十五)	二部	翌月十日	業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十五)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
電子管、半導体素子、集積回路、集積回路、太陽電池モジュール	電子管 半導体素子 集積回路 液晶素子 太陽電池モジュール		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十六)	二部	翌月十日	業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十六)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	

	子及び太陽電池モジュール		のもの	三十六)		十日	県知事	十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十六)	二月	翌月十五日	経済産業大臣	
	電子計算機及び情報端末	電子計算機本体	はん(汎)用コンピュータ(メインフレーム)	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十七)	二月	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
	情報端末		パーソナルコンピュータ	従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十七)	二月	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
	電気計測器及び電子応用装置	電気計測器		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十八)	二月	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
		電気測定器		従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十八)	二月	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
		工業用計測制御機器							
		ガス警報器							
		X線装置							
		放射性物質応用機器							
		放射線測定器							
		超音波応用装置							
		その他の電子応用装置							
	電池	乾電池	酸化銀電池	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十九)	二月	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
	蓄電池		アルカリマンガン乾電池	従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十九)	二月	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
			リチウム電池						
			アルカリ蓄電池						
			リチウムイオン蓄電池						
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十九)	二月	翌月十五日	経済産業大臣	
輸送機械器具	自動車(戦闘用自動車を除く。)	乗用車		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その四十)	二月	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
		バスシャシー(完成車を含む。)		従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四十)	二月	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
		トラックシャシー(完成車を含む。)							
		特殊自動車							
		トラレーザ							
		二輪自動車(モータースクータを含む。)		経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その四十)	二月	翌月十五日	経済産業大臣	
		車体							
	自動車部品及び内燃機関電装品	自動車部品		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その四十一)	二月	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
		内燃機関電装品(自動車用以外のものを含む。)		従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四十一)	二月	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
		二輪自動車部品	エンジン						
			化器						
			ショックアブソーバ						
			計器						
			ブレーキ装置						
	自転車及び車いす(原動機付自転車を除く。)	完成自転車		従事者百名以上のもの	機械器具月報(その四十三)	二月	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
				従事者十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四十三)	二月	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その四十三)	二月	翌月十五日	経済産業大臣	
				従事者百名以上のもの	機械器具月報(その四十三)	二月	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
		車いす		従事者三十名	機械器具月報(その四十三)		翌月	都道府	翌月



			以上百名未満のもの		四十三)	二部	十日	県知事	十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その四十三)	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
産業車両	動力付運搬車両		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その四十四)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その四十四)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その四十四)	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
航空機	航空機機体部品・付属装置 発動機補機(発動機の付属品を含む。) 航空計器・操縦訓練用設備		全 部		機械器具月報(その四十五)	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
精密機械器具	計測機器 測定機器 試験機器 測量機器		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その四十六)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その四十六)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
光学機械器具及び時計	光学機械器具 時計	カメラ用交換レンズ 完成品 ムーブメント(自己消費を除く。)	従事者百名以上のもの		機械器具月報(その四十七)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その四十七)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その四十七)	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
その他の機械	粉末や金製品(超硬チップを除く。)		従事者百名以上のもの		粉末や金製品月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		粉末や金製品月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
鋳鍛造品	鍛工品	鉄系鍛工品 アルミニウム系鍛工品	従事者百名以上のもの		鍛工品月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者二十名以上百名未満のもの		鍛工品月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	銑鉄鋳物	銑鉄鋳物 球状黒鉛鋳鉄	従事者百名以上のもの		銑鉄鋳物月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの		銑鉄鋳物月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
可鍛鋳鉄及び精密鋳造品	可鍛鋳鉄及び精密鋳造品		従事者百名以上のもの		可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日

				従事者三十名以上百名未満のもの		可鍛鉄及び精密鑄造品月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	非鉄金属鑄物	銅・銅合金鑄物		従事者百名以上のもの		非鉄金属鑄物月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者十名以上百名未満のもの		非鉄金属鑄物月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		アルミニウム鑄物		従事者百名以上のもの		非鉄金属鑄物月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者二十名以上百名未満のもの		非鉄金属鑄物月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	ダイカスト			従事者百名以上のもの		ダイカスト月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者三十名以上百名未満のもの		ダイカスト月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
繊維工業品	化学繊維	再生半合成繊維 合成繊維		従事者三十名以上のもの	二以上の事業所を有するもの	化学繊維月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
	紡績系	綿系（コンデンサー系を含む。） 羊毛系 紡毛系 絹紡系（さく紡系・ちゅう系を含む。） 麻系 再生・半合成繊維系 アクリル系 ポリエステル系 その他の合成繊維系		従事者二十名以上のもの又は精紡機八百錠以上を有するもの	二以上の事業所を有するもの	紡績系月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
	織物（細幅織物を除く。）	織物 綿織物 絹織物 ビスコース紡織物 絹・アセテート織物 合成繊維織物		従事者十名以上のもの	二以上の事業所を有するもの	織物生産月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		タオル タイヤコード									
	タフテッドカーペット（不織布カーペットを除く。） プレスフェルト（ニードルフェルトを除く。） 不織布			従事者二十名以上のもの		タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	染色整理した織物、ニット生地	染色整理した織物及び毛布		主たる工程を動力による機械設備によって行うものであって従事者二十名以上のもの		染色整理月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	ニット生地並びにニット製品及び織物縫	ニット生地		従事者三十名以上のもの		ニット・衣服縫製品	二部	翌月	都道府	翌月	

	製品	ニット製品 織物縫製製品	衣類 下着・補整着・寝着類 靴 手袋 外衣 下着・補整着・寝着類	従事者三十名 以上のもの		月報		十日	県知事	十五日	
	製綿・ふとん、網・細幅織物・組ひも・レース	製綿・ふとん		従事者二十名 以上のもの	二次製品月報(製綿・ふとん、網・細幅織物・組ひも・レース)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日		
漁網・陸上網 合成繊維網			従事者二十名 以上のもの								
細幅織物 組ひも レース生地			従事者十名以 上のもの								
パルプ及び紙	パルプ	製紙パルプ		全 部		パルプ月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
	紙	紙(手すきの紙を除く。)	新聞・巻取紙 印刷・情報用紙 包装用紙 衛生用紙 雑種	全 部		紙 月 報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
		板 紙	段 紙 ボ ー ル 器 用 板 紙 紙	全 部		板 紙 月 報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
		段 紙	ボ ー ル 器 用 板 紙 紙	従事者五十名 以上のもの		段 紙 月 報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
印刷	印刷	出版印刷 商業印刷 証券印刷 事務用印刷 包装印刷 建築材料印刷 その他の印刷		従事者百名以 上のもの		印刷月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
雑貨工業品	楽 器	ピアノ 電子ピアノ・電子オルガン 電子キーボード類(ミニ キーボードを除く。) 管 楽 器 ギター・電気ギター	従事者二十名 以上のもの	経済産業大臣 の指定するもの	楽 器 月 報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
			一部			翌月 十五日	経済産 業大臣				
	家 具	金 属 製 家 具 木 製 家 具	従事者五十名 以上のもの		家 具 月 報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
		軽金属板製品(他に掲げる品目に属するものを除く。)	従事者二十名 以上のもの		軽金属板製品月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
	文 具	鉛 筆 シャープペンシル ボールペン マ ー キ ン グ ペ ン クレヨン・パス・水彩絵の具 修正液 修正テープ	従事者二十名 以上のもの		文 具 月 報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
	玩 具	機械玩具(可動装置を有するもの。) プラスチック製玩具(可動装置を有しないもの。)	従事者十名以 上のもの		玩 具 月 報	二部	翌月 十日	都道府 県知事		翌月 十五日	
	革 靴		従事者十名以 上のもの		革 靴 月 報	二部	翌月	都道府	翌月		

			上のもの				十日	県知事	十五日		
		製革（牛革、馬革、豚革、めん羊革及びやぎ革に限る。）	従事者十名以上のもの		製革月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
		ガラス製品（板ガラス及びガラス繊維を除いたもので、加工組立等をしていないものに限る。）	従事者十名以上のもの		ガラス製品・ほうろう鉄器月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
		ほうろう鉄器	従事者二十名以上のもの								
		陶磁器 夕衛電台玩具 イ生用所 ル品用品 用卓用品 品重物	従事者十名以上のもの		陶磁器月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
		ファインセラミックス	従事者五名以上のもの		ファインセラミックス月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
化学工業品	無機薬品、顔料及び化学肥料	化学肥料	アンモニア硝酸硫酸アンモニウム（副生硫酸アンモニウムを除く。） 複合肥料（化成肥料のうち粒状のものに限る。）	全部	化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
		ソーダ工業製品	か性ソーダ 塩素ガス 液体塩素酸 塩次亜塩素酸ナトリウム溶液								
		石灰及び軽質カルシウム類	石灰 軽質炭酸カルシウム	従事者十五名以上のもの							
		ふっ化物りん化合物カリウム塩亜鉛化合物鉄化合物顔料 酸化チタン カーボンブラック 活性炭 硫酸 その他の無機薬品	ふっ化水素酸 りん酸 水酸化カリウム 酸化亜鉛 酸化第二鉄 アゾ顔料 フタロシアニン系顔料	全部		無機薬品・火薬類月報	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日	
		火薬類	硫酸アルミニウム ポリ塩化アルミニウム う素 けい酸ナトリウム 過酸化水素 化学石灰 火薬及び爆薬								
		触媒（主として触媒に用いられる物質に限る。）		全部		触媒月報	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日	
	高圧ガス、液体ガス及び固体ガス	酸窒アルゴ 水素 溶解アセチレン フルオロカーボン 炭酸ガス	全部		高圧ガス月報	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日		
	有機薬品及び	コールタール製品	コールタール 粗製ベンゼン								

<p>写真感光材料</p> <p>環式中間物（石油化学製品であるものを除く。）</p> <p>合成染料</p> <p>有機ゴム薬品</p>	<p>クレオソート油 ナフタリン 副生硫酸アンモニウム</p> <p>ジフェニルメタンジイソシアネート シクロヘキサニン アニリン ニトロベンゼン クロルベンゼン 無水フタル酸</p>	<p>全 部</p>		<p>コールタール製品・環式中間物及び合成染料月報</p>	<p>二部</p>	<p>翌月 十日</p>	<p>経済産 業局長</p>	<p>翌月 十五日</p>
<p>エチレン系有機薬品</p> <p>メタノール系有機薬品</p> <p>可 塑 剤</p> <p>その他の有機薬品</p> <p>写真感光材料</p>	<p>トリクロルエチレン</p> <p>ホルマリン 塩化メチルン 塩化メチレン フタル酸系可塑剤 りん酸系可塑剤 エポキシ系可塑剤 発酵エチルアルコール 無水酢酸 無水マレイン酸 メラミン 写真フィルム</p>	<p>全 部</p>		<p>有機薬品及び写真感光材料月報</p>	<p>一部</p>	<p>翌月 十五日</p>	<p>経済産 業大臣</p>	
<p>石油化学製品</p>	<p>ポリエチレン ポリスチレン ポリプロピレン 石油樹脂 合成ゴム（合成ラテックスを含む。） スチレンモノマー フェノール ビスフェノールA 無水フタル酸 テレフタル酸 純ベンゼン 純トルエン キシレン オルソキシレン パラキシレン エチレン 酸化エチレン エチレングリコール エチレングリコールエーテル アセトアルデヒド 酢酸エチル エチルアルコール 二塩化エチレン プロピレン 酸化プロピレン プロピレングリコール ポリプロピレングリコール エピクロルヒドリン イソプロピルアルコール 合成アセトン メチルイソブチルケトン アクリロニトリル アクリル酸エステル 合成オクタノール 合成ブタノール メチルエチルケトン ブタン・ブチレン ブタジエン 分解ガソリン</p>	<p>全 部</p>		<p>石油化学製品月報</p>	<p>一部</p>	<p>翌月 十五日</p>	<p>経済産 業大臣</p>	

	プラスチック	プラスチック(石油化学製品月報に掲げるものを除く。)		全 部		プラスチック月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
	油脂製品、石けん、合成洗剤等及び界面活性剤	油脂製品 石けん 洗顔・ボディ用身体洗剤 合成洗剤 柔軟仕上剤 漂白剤 酸・アルカリ洗剤 クレンザー 界面活性剤	脂 肪 酸 精 製 グ リ セ リ ン	従事者十名以上のもの		油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
	化粧品	香水・オーデコロン 頭髪用化粧品 皮膚用化粧品 仕上用化粧品 特殊用途		従事者三十名以上のもの		化粧品月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
	塗料及び印刷インク	塗 料 シ ン ナ ー 印 刷 イ ン キ 印刷インク用ワニス	一 般 イ ン ク 新 聞 イ ン ク	従事者十名以上のもの		塗料及び印刷インク月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
ゴム製品及びプラスチック製品	ゴム製品	自動車用タイヤ		従事者五名以上のもの		ゴム製品月報(自動車用タイヤ)	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
		ゴム製履物 プラスチック製履物 ゴムベルト ゴムホース 工業用ゴム製品 更生タイヤ用織生地 その他のゴム製品(電線被覆を除く。) 再 生 ゴ ム		従事者五名以上のもの		ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
	プラスチック製品	プラスチック製品(電線被覆及びプラスチック製履物を除く。)	フ イ ル ム シ ー 板 合 成 皮 革 バ 継 イ 機 械 器 具 部 品 ( 照 明 用 品 を 含 む 。 ) 日 用 品 ・ 雑 貨 器 材 品 容 建 発 強 泡 製 槽 浴 化 製 槽 浄 化 の 他	従事者五十名以上のもの		プラスチック製品月報	二部	翌月 十日	都道府 県知事		翌月 十五日
窯業製品、土石製品及び建材	セメント及びセメント製品	セメン トクリ ンカ		全 部							
		セメント製品	遠心力鉄筋コンクリート製品 空洞コンクリートブロック 護岸用コンクリートブロック 道路用コンクリート製品 プレストレストコンクリート製品 木毛・木片セメント板	セメントまたはクリンカを生産するものであって従事者三十名以上のもの  上記以外のものであって従事者三十名以		セメント・セメント製品月報	一部  二部	翌月 十五日  翌月	経済産 業大臣  都道府		翌月

			気泡コンクリート製品	上のもの			十日	県知事	十五日	
ガラス及びガラス製品	板ガラス 安全ガラス 複層ガラス ガラス繊維			全部		板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
その他の窯業製品、土石製品及び建材	耐火れんが・不定形耐火物			全部		耐火れんが・不定形耐火物月報	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
	せっこうボード 繊維板 パーティクルボード プレハブ建築用パネル			全部		ボード・パネル月報	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
	炭素製品（炭素れんが、鉛筆用芯、濾過用カーボン、活性炭及びその他の日用品を除く。） 研削砥石	電極 特殊炭素製品 炭素繊維		全部		炭素製品・研削砥石月報	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
	金属製建具	アルミニウム製建具 スチール又はステンレス製建具		従事者三十名以上のもの		金属製建具月報	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
鉱物及び石炭製品	金属鉱物	金 鉱		全部		鉱物及びコークス月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
	非金属鉱物	けい石 ドロマイト けい砂		全部						
		石灰石		従事者十名以上のもの						
	コークス	コークス		全部						
	原油及び天然ガス	原油 天然ガス		全部						
石油製品	石油製品			全部		石油製品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
非鉄金属及び非鉄金属加工製品	非鉄金属地金	電気金 電気銅 粗電気銅 粗鉛（副産粗鉛を含む。） 電気鉛 亜鉛		全部		非鉄金属月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
		高純度多結晶シリコン シリコンウエハ		全部		非鉄金属製品月報（高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
		アルミニウム地金 アルミニウム合金 地金 アルミニウム二次地金 アルミニウム二次	精製アルミニウム地金		全部		アルミニウム月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣

	合金地金									
非鉄金属加工製品	伸銅製品		全部		非鉄金属製品月報 (伸銅製品)	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	はんだ 銅合金塊		全部		非鉄金属製品月報 (高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
	アルミニウム粉		全部		アルミニウム月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	アルミニウム圧延製品		全部		非鉄金属製品月報 (アルミニウム圧延製品)	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	電線・ケーブル	銅裸線 銅線(完成品) アルミニウム線	従事者三十名 以上のもの		非鉄金属製品(電線・ケーブル)、光ファイバ製品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	光ファイバ製品	通信用ケーブル 光ファイバ心線	全部							



改正後

現行

別表第1

生産品目	調査の範囲		調査の種類	提出部数	提出期	提出先	都道府県から提出される	府庁から提出される	経済産業省から提出される
	事業所	特定事業所							
鉄鋼 鉄鋼粗製半製品 鉄鋼製品 鉄鋼製品									
普通鋼熱間圧延鋼材	一般普通鋼熱間圧延鋼材 再生普通鋼熱間圧延鋼材								
普通鋼冷間仕上鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	帯鋼・冷延鋼板 冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、ブリキ、ティンフリースチール、亜鉛めっき鋼板、他の金属めっき鋼板、簡易鋼矢板鋼、軽量形鋼	鉄鋼、フェロアロイ、粗鋼、鋼半製品、鍛鋼品、鋳鋼品、一般普通鋼熱間圧延鋼材、冷延広幅帯鋼、めっき鋼材、特殊鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼冷延鋼板、鋼管（冷けん鋼管を除く。）又は鉄鉄管（以下「鉄鉄等」という。）を生産するもの	鉄鋼月報（その四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
			鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
	上記以外のもの		鉄鋼月報（その四）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
			鉄鋼月報（その九）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
	帯鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、めっき鋼材、特殊鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼冷延鋼板、鋼管（冷けん鋼管を除く。）又は鉄鉄管（以下「鉄鉄等」という。）を生産するもの	鉄鋼等を生産するものであって従業者三十名以上のもの	鉄鋼月報（その七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
		上記以外のものであって従業者三十名以上のもの	鉄鋼月報（その七）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
特殊鋼熱間圧延鋼材									
特殊鋼冷間仕上鋼材	帯鋼、冷延鋼板								

別表第1

生産品目	調査の範囲		調査の種類	提出部数	提出期	提出先	都道府県から提出される	府庁から提出される	経済産業省から提出される
	事業所	特定事業所							
鉄鋼 鉄鋼粗製半製品 鉄鋼製品 鉄鋼製品									
普通鋼熱間圧延鋼材	一般普通鋼熱間圧延鋼材 再生普通鋼熱間圧延鋼材								
普通鋼冷間仕上鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	帯鋼 冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、ブリキ、ティンフリースチール、亜鉛めっき鋼板、他の金属めっき鋼板、簡易鋼矢板鋼、軽量形鋼	鉄鋼、フェロアロイ、粗鋼、鋼半製品、鍛鋼品、鋳鋼品、一般普通鋼熱間圧延鋼材、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、めっき鋼材、特殊鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼冷延鋼板、鋼管（冷けん鋼管を除く。）又は鉄鉄管（以下「鉄鉄等」という。）を生産するもの	鉄鋼月報（その四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
			鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
	上記以外のもの		鉄鋼月報（その四）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
			鉄鋼月報（その九）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
	帯鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、めっき鋼材、特殊鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼冷延鋼板、鋼管（冷けん鋼管を除く。）又は鉄鉄管（以下「鉄鉄等」という。）を生産するもの	鉄鋼等を生産するもの	鉄鋼月報（その七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
		上記以外のもの	鉄鋼月報（その七）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
特殊鋼熱間圧延鋼材									
特殊鋼冷間仕上鋼材	帯鋼、冷延鋼板								

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。













# 改正後

# 現 行

電子電子管 半導体素子 集積回路 液晶素子 太陽電池モジュール	電子計算機本体 電子回路モジュール	はん(汎)用コンピュータ(メインフレーム) ミッドレンジコンピュータ パーソナルコンピュータ	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十六)	二月十日	経済産	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十六)	二月十日	都道府	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十六)	二月十五日	経済産	翌月十五日
電子計算機及び情報端末	電子計算機本体	はん(汎)用コンピュータ(メインフレーム) ミッドレンジコンピュータ パーソナルコンピュータ	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十七)	二月十日	経済産	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十七)	二月十日	都道府	翌月十五日
電気計測器及び電子応用装置	電気計測器 電気測定器 工業用計測制御機器 ガス警報器 X線装置 放射線測定器 超音波応用装置 その他の電子応用装置						
電池	乾電池 蓄電池	酸化銀電池 アルカリマンガン乾電池 リチウム電池 鉛蓄電池 アルカリ蓄電池 リチウムイオン蓄電池	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十九)	二月十日	経済産	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十九)	二月十日	都道府	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十九)	二月十五日	経済産	翌月十五日
輸送機械器具	自動車(軽自動車を含む。) トラックシャーシ(完成車を含む。) 特殊自動車 トラクタ 二輪自動車(モータースクーターを含む。) 車体	乗用車(バスシャーシ(完成車を含む。) トラックシャーシ(完成車を含む。) 特殊自動車 トラクタ 二輪自動車(モータースクーターを含む。) 車体	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その四十)	二月十日	経済産	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四十)	二月十日	都道府	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その四十)	二月十五日	経済産	翌月十五日
自動車部品及び内燃機関電装品	自動車部品 内燃機関電装品(自動車用以外のものを含む。) 二輪自動車部品	エンジン 気化器 ショックアブソーバ 計器 ブレーキ装置	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その四十一)	二月十日	経済産	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四十一)	二月十日	都道府	翌月十五日

電子電子管 半導体素子 集積回路 液晶素子 太陽電池モジュール	電子計算機本体 電子回路モジュール	はん(汎)用コンピュータ(メインフレーム) ミッドレンジコンピュータ パーソナルコンピュータ	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十六)	二月十日	経済産	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十六)	二月十日	都道府	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十六)	二月十五日	経済産	翌月十五日
電子計算機及び関連装置	電子計算機本体 周辺装置 端末装置 プラズマモニター プロジェクト	外部記憶装置(内蔵型を含む。) 入出力装置	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十七)	二月十日	経済産	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十七)	二月十日	都道府	翌月十五日
電気計測器及び電子応用装置	電気計測器 電気測定器 工業用計測制御機器 ガス警報器 X線装置 放射線測定器 超音波応用装置 その他の電子応用装置						
電池	乾電池 蓄電池	酸化銀電池 アルカリマンガン乾電池 リチウム電池	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その三十九)	二月十日	経済産	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その三十九)	二月十日	都道府	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十九)	二月十五日	経済産	翌月十五日
輸送機械器具	自動車(二輪自動車を含む。) 軽自動車 トラックシャーシ(完成車を含む。) 特殊自動車 トラクタ 二輪自動車(モータースクーターを含む。) 車体	乗用車(バスシャーシ(完成車を含む。) トラックシャーシ(完成車を含む。) 特殊自動車 トラクタ 二輪自動車(モータースクーターを含む。) 車体	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その四十)	二月十日	経済産	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四十)	二月十日	都道府	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その四十)	二月十五日	経済産	翌月十五日
自動車部品及び内燃機関電装品	自動車部品 内燃機関電装品(自動車用以外のものを含む。) 二輪自動車部品	エンジン 気化器 ショックアブソーバ 計器 ブレーキ装置	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その四十一)	二月十日	経済産	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四十一)	二月十日	都道府	翌月十五日
二輪自動車及び部品	二輪自動車(モータースクーターを含む。) 二輪自動車部品	エンジン 気化器 ショックアブソーバ	従事者百名以上のもの	機械器具月報(その四十二)	二月十日	経済産	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報(その四十二)	二月十日	都道府	翌月十五日

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。



# 改正後

# 現 行

自転車及び車いす(原動機付自転車を除く。)	完成自転車										
	車いす										
産業車両	動力付運搬車両										
航空機	航空機機体部品・付属装置 発動機補機(発動機の付属品を含む。) 航空計器・操縦訓練用設備										
精密機械器具	計測機器 測定機器 試験機器 測量機器										
光学機械器具及び時計	光学機械器具 カメラ用交換レンズ 時計 完成品 ムーブメント(自己消費を除く。)										
その他の機械	粉末や金製品(超硬チップを除く。)										

												計 画 期 ブ レ ー キ 装 置 の 物 品	の 物 品	四十二	十 日	照 知 事	十五 日	
												経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その二十)	二 部	翌 月 十五 日	経 済 産 業 大 臣		
自転車及び車いす(原動機付自転車を除く。)	完成自転車																	
	車いす																	
産業車両	動力付運搬車両																	
航空機	航空機機体部品・付属装置 発動機補機(発動機の付属品を含む。) 航空計器・操縦訓練用設備																	
精密機械器具	計測機器 測定機器 試験機器 測量機器																	
光学機械器具及び時計	光学機械器具 カメラ用交換レンズ 時計 完成品 ムーブメント(自己消費を除く。)																	
その他の機械	粉末や金製品(超硬チップを除く。)											全 部	機械器具月報(その四十九)	二 部	翌 月 十五 日	経 済 産 業 大 臣		

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。



## 改正後

## 現 行

		人絹・アセテート織物 合成繊維織物							
タイヤコード									
タフテッドカーベ ット・フェルト・不 織布	タフテッドカーベ ット(不織布カー ベットを除く。)フ レスフェルト(ニ ードルフェルトを 除く。)不織布	従事者二十名 以上のもの		タフテッドカーベ ット・フェルト・不 織布	二月十日	都道府 県知事	翌月 十五日		
染色整理した織 物、ニット生地 及び毛布	染色整理した織 物、ニット生地及 び毛布								
ニット生地並び にニット製品及 び織物縫製品	ニット生地	従事者三十名 以上のもの		ニット・衣服縫製 品	二月十日	都道府 県知事	翌月 十五日		
ニット製品	外 下着・補整着・寝 着類 靴 手袋	以上のも の							
織物縫製製品	外 下着・補整着・寝 着類 衣袋								
製綿・ふとん・ 絹・絹織物・組 み・レース	製綿・ふとん 漁網・陸上綱 合成繊維絹								
	細幅織物も れース生地								
バルブ及び紙	製紙バルブ								
紙	紙(手すきの紙を 除く。)	新聞巻取紙 印刷・情報用紙 包装用紙 衛生用紙 雑種							
板	紙 段紙 器用板 雑種								
段ボール		従事者五十名 以上のもの		段ボール月報	二月十日	経済産 業局長	翌月 十五日		
印刷	印刷	従事者百名以 上のもの		印刷月報	二月十日	経済産 業局長	翌月 十五日		

		人絹・アセテート織物 合成繊維織物							
タイヤコード									
タフテッドカーベ ット・フェルト・不 織布	タフテッドカーベ ット(不織布カー ベットを除く。)フ レスフェルト(ニ ードルフェルトを 除く。)不織布	従事者二十名 以上のもの		タフテッドカーベ ット・フェルト・不 織布	二月十日	都道府 県知事	翌月 十五日		
染色整理した織 物、ニット生地 及び毛布	染色整理した織 物、ニット生地及 び毛布								
ニット生地並び にニット製品及 び織物縫製品	ニット生地	従事者二十名 以上のもの		ニット・衣服縫製 品	二月十日	都道府 県知事	翌月 十五日		
ニット製品	外 下着・補整着・寝 着類 靴 手袋	従事者三十名 以上のもの							
織物縫製製品	外 下着・補整着・寝 着類 衣袋								
製綿・ふとん・ 絹・絹織物・組 み・レース	製綿・ふとん 漁網・陸上綱 合成繊維絹								
	細幅織物も れース生地								
バルブ及び紙	製紙バルブ								
紙	紙(手すきの紙を 除く。)								
板	紙 段紙 器用板 雑種								
段ボール		従事者十名以 上のもの		段ボール月報	二月十日	経済産 業局長	翌月 十五日		
印刷	印刷	従事者百名以 上のもの		印刷月報	二月十日	経済産 業局長	翌月 十五日		

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。

# 改正後

# 現 行

種貨工業品	種貨工業品	業 器	ビ ア ノ 電子ピアノ・電子オルガン 電子キーボード類（ミニ キーボードを除く。） 管 楽 器 ギター・電気ギター	従事者二十名 以上のもの	業 器 月 報	翌 月		経済産 業大臣	翌 月 十五日
						二部	翌 月 十五日		
		家 具	金 属 製 家 具 木 製 家 具						
		軽金属板製品（他 に掲げる品目に関 するものを除く。）							
		文 具	鉛 シャープペンシル ポ ー ル ペ ン マ ー キ ン グ ペ ン クレヨン・パス・水彩絵の具 修 正 テ ー プ						
		玩 具	機 械 玩 具（可動装置を 有するもの。） プラスチック製玩具（ 可動装置を有しないも の。）						
		革 靴							
		製革（牛革、馬革、 豚革、めん羊革 及びやぎ革に限る。 ）							
		ガラス製品（板ガ ラス及びガラス織 維を除いたもので 、加工組立等をし ないものに限る。 ）							
		ほうろく鉄器							
		陶 磁 器	タ イ ル 生 用 品 電 気 用 品 台 所 ・ 食 卓 用 品 玩 具 ・ 重 物	従事者十名以 上のもの	陶 磁 器 月 報	二部	翌 月 十日	都道府 県知事	翌 月 十五日
		ファインセラミッ クス							
化学工業品	無機薬品、顔料及び化学肥料	化学肥料	ア ン モ ニ ア 硝 酸 アンモニウム（副 生硫酸アンモニウムを 除く。） 複合肥料（化成肥料の うち粒状のものに限 る。）						
		ソーダ工業製品	か 性 ソ ー ダ 塩 液 体 塩 素 塩 酸						

種貨工業品	種貨工業品	業 器	ビ ア ノ 電子ピアノ・電子オルガン 電子キーボード類（ミニ キーボードを除く。） 管 楽 器 ギター・電気ギター	従事者二十名 以上のもの	業 器 月 報	翌 月		経済産 業局長	翌 月 十五日
						二部	翌 月 十日		
		家 具	金 属 製 家 具 木 製 家 具						
		軽金属板製品（他 に掲げる品目に関 するものを除く。）							
		文 具	鉛 シャープペンシル ポ ー ル ペ ン マ ー キ ン グ ペ ン クレヨン・パス・水彩絵の具 修 正 テ ー プ						
		玩 具	機 械 玩 具（可動装置を 有するもの。） プラスチック製玩具（ 可動装置を有しないも の。）						
		革 靴							
		製革（牛革、馬革、 豚革、めん羊革 及びやぎ革に限る。 ）							
		ガラス製品（板ガ ラス及びガラス織 維を除いたもので 、加工組立等をし ないものに限る。 ）							
		ほうろく鉄器							
		陶 磁 器	タ イ ル 生 用 品 電 気 用 品 台 所 ・ 食 卓 用 品 玩 具 ・ 重 物	従事者五名以 上のもの	陶 磁 器 月 報	二部	翌 月 十日	都道府 県知事	翌 月 十五日
		ファインセラミッ クス							
化学工業品	無機薬品、顔料及び化学肥料	化学肥料	ア ン モ ニ ア 硝 酸 アンモニウム（副 生硫酸アンモニウムを 除く。） 複合肥料（化成肥料の うち粒状のものに限 る。）						
		ソーダ工業製品	か 性 ソ ー ダ 塩 液 体 塩 素 塩 酸						

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。

改正後

現行

		次亜塩素酸ナトリウム 溶液																		
	石灰及び軽質カルシウム類	石灰 軽質炭酸カルシウム																		
	ふっ化物 りん化合物 カリウム塩 亜鉛化合物 鉄化合物類 酸化チタン カーボンブラック 活性炭 硫磺 その他の無機薬品	ふっ化水素 りん酸 水酸化カリウム 酸化亜鉛 酸化第二鉄 アソニール フタロシアニン系顔料 硫酸アルミニウム ポリ塩化アルミニウム 尿素 けい酸ナトリウム 過酸化水素 化学石こう 火薬類																		
	触媒（主として触媒に用いられる物質に限る。）																			
	高压ガス、液体ガス及び固体ガス	酸素 窒素 アルゴン 水素 溶解アセチレン フルオロカーボン 炭酸ガス																		
有機薬品及び写真感光材料	コールドール製品 環式中間物（石油化学製品であるものを除く。） 合成染料 有機ゴム薬品	コールドール 粗製ベンゼン クレオソート 油ナフタリン 副生硫酸アンモニウム ジフェニルメタンジ シシアネート シクロヘキサ ニトロールベン ゼン クロルベンゼン 無水フタル酸																		
	エチレン系有機薬品 メタノール系有機薬品 可塑剤 その他の有機薬品 写真感光材料	トリクロルエチレン ホルマリン 塩化メチル 塩化メチレン フタル酸系可塑剤 りん酸系可塑剤 エボキシ系可塑剤 発酵エチルアルコール 無水水素 無水マレイン酸 メラミン 写真フィルム																		
	石油化学製品	ポリエチレン ポリスチレン ポリプロピレン 石油樹脂 合成ゴム（合成ラテックスを含む。） スチレンモノマー フェノール																		

		次亜塩素酸ナトリウム 溶液																		
	石灰及び軽質カルシウム類	石灰 軽質炭酸カルシウム																		
	ふっ化物 りん化合物 カリウム塩 亜鉛化合物 鉄化合物類 酸化チタン カーボンブラック 活性炭 硫磺 その他の無機薬品	ふっ化水素 りん酸 水酸化カリウム 酸化亜鉛 酸化第二鉄 アソニール フタロシアニン系顔料 硫酸アルミニウム ポリ塩化アルミニウム 尿素 けい酸ナトリウム 過酸化水素 化学石こう 火薬類																		
	触媒（主として触媒に用いられる物質に限る。）																			
	高压ガス、液体ガス及び固体ガス	酸素 窒素 アルゴン 水素 溶解アセチレン フルオロカーボン 炭酸ガス																		
有機薬品及び写真感光材料	コールドール製品 環式中間物（石油化学製品であるものを除く。） 合成染料 有機ゴム薬品	コールドール 粗製ベンゼン クレオソート 油ナフタリン 副生硫酸アンモニウム ジフェニルメタンジ シシアネート シクロヘキサ ニトロールベン ゼン クロルベンゼン 無水フタル酸																		
	エチレン系有機薬品 メタノール系有機薬品 可塑剤 その他の有機薬品 写真感光材料	トリクロルエチレン ホルマリン 塩化メチル 塩化メチレン フタル酸系可塑剤 りん酸系可塑剤 エボキシ系可塑剤 発酵エチルアルコール 無水水素 無水マレイン酸 メラミン 写真フィルム																		
	石油化学製品	ポリエチレン ポリスチレン ポリプロピレン 石油樹脂 合成ゴム（合成ラテックスを含む。） スチレンモノマー フェノール																		

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。



# 改正後

# 現 行

ゴム製品及びプラスチック製品	ゴム製品	自動車用タイヤ		従事者五名以上のもの	ゴム製品月報(自動車用タイヤ)	二月十日	経済産業局長	翌月十五日
	ゴム製履物 プラスチック製履物 ゴムベルト ゴムホース 工業用ゴム製品 再生タイヤ用練生地 その他のゴム製品(電線被覆を除く。) 再生ゴム			従事者五名以上のもの	ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)	二月十日	経済産業局長	翌月十五日
プラスチック製品	プラスチック製品(電線被覆及びプラスチック製履物を除く。)	フィルムシート 合成皮革 手帳 機械器具部品(照明用品を含む。) 日用品・雑貨 容器 建築用強化プラスチック 浄化槽		従事者五十名以上のもの	プラスチック製品月報	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
窯業、土製品及び建材	セメント及びセメント製品	セメントクリンカ		全部		二月十五日	経済産業大臣	翌月十五日
	セメント製品	運心力鉄筋コンクリート製 空洞コンクリートブロック 護岸用コンクリートブロック 道路用コンクリート製品 プレストレストコンクリート製品 木毛・木片セメント板 気泡コンクリート製品	セメントまたはクリンカを生産するものであって従事者三十名以上のもの 上記以外のものであって従事者三十名以上のもの	セメント・セメント製品月報	一部 二月十日	経済産業大臣 都道府県知事	翌月十五日 翌月十五日	
	ガラス及びガラス製品	板ガラス 安全ガラス 複層ガラス ガラス繊維						
その他窯業製品、土石製品及び建材	耐火れんが・不定形耐火物							
	せっこうボード 繊維板 パーティクルボード プレハブ建築用パネル							
	炭素製品(炭素れんが、鉛筆用芯、濾過用カーボン、活性炭及びその他の日用品を除く。) 研削砥石	電極 特殊炭素製品 炭素繊維						
金属製建具	アルミニウム製建具 スチール又はステンレス製建具							

ゴム製品及びプラスチック製品	ゴム製品	自動車用タイヤ		従事者五名以上のもの	ゴム製品月報(自動車用タイヤ)	二月十日	経済産業局長	翌月十五日
	ゴム製履物 プラスチック製履物 ゴムベルト ゴムホース 工業用ゴム製品 その他のゴム製品(電線被覆を除く。) 再生ゴム			従事者五名以上のもの	ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)	二月十日	経済産業局長	翌月十五日
プラスチック製品	プラスチック製品(電線被覆及びプラスチック製履物を除く。)	フィルムシート 合成皮革 手帳 機械器具部品(照明用品を含む。) 日用品・雑貨 容器 建築用強化プラスチック 浄化槽		従事者四十名以上のもの	プラスチック製品月報	二月十日	都道府県知事	翌月十五日
窯業、土製品及び建材	セメント及びセメント製品	セメントクリンカ		全部	セメント月報	一部 二月十五日	経済産業大臣	翌月十五日
	セメント製品	運心力鉄筋コンクリート製 空洞コンクリートブロック 護岸用コンクリートブロック 道路用コンクリート製品 プレストレストコンクリート製品 木毛・木片セメント板 気泡コンクリート製品	従事者二十名以上のもの	セメント製品月報	一部 二月十日	経済産業大臣 都道府県知事	翌月十五日 翌月十五日	
ガラス及びガラス製品	板ガラス 安全ガラス 複層ガラス ガラス繊維							
その他窯業製品、土石製品及び建材	耐火れんが・不定形耐火物							
	せっこうボード 繊維板 パーティクルボード プレハブ建築用パネル							
	炭素製品(炭素れんが、鉛筆用芯、濾過用カーボン、活性炭及びその他の日用品を除く。) 研削砥石	電極 特殊炭素製品 炭素繊維						
金属製建具	アルミニウム製建具 スチール又はステンレス製建具							

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。

## 改正後

鉱物及び石炭製品	金属鉱物	金 鉱		全 部	鉱物及びコークス月報	二部	翌月 十日	経済府 翌月 十五日		
	非金属鉱物	けい石 ドロマイ ト砂		全 部						
		石 灰 石		従事者十名以 上のもの						
	コークス	コ ー ク ス		全 部						
	原油及び天然ガス	原 油 天 然 ガ ス								
石油製品	石油製品	石油製品								
非鉄金属及び非鉄金属加工製品	非鉄金属 属地金	電 気 金 電 気 銀 粗 銅 粗 銅 (副産粗銅を 含む。)		全 部	非鉄金属月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣		
		電 気 銅 電 気 鉛 亜 鉛								
		高純度多結晶シリ コン シリコンウエハ								
		アルミニウム地金 アルミニウム合金 地金 アルミニウム二次 地金 アルミニウム二次 合金地金	精製アルミニウム地金							
	非鉄金属加工 製品	伸 銅 製 品								
		は ん だ 銅 合 金								
		アルミニウム粉								
		アルミニウム圧延 製品								
		電 線 ・ ケ ー プ ル	銅 裸 線 銅 線 ( 完 成 品 ) アル ミ ニ ウ ム 線							
		光ファイバ製品	通 信 用 ケ ー プ ル 光 フ ァ イ バ 心 線							

## 現 行

鉱物及び石炭製品	金属鉱物	金 鉱		全 部	鉱物及びコークス月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日	
	非金属鉱物	けい石 ドロマイ ト砂		全 部						
		石 灰 石		従事者十名以 上のもの						
	コークス	コ ー ク ス		全 部						
	原油及び天然ガス	原 油 天 然 ガ ス								
石油製品	石油製品	石油製品								
非鉄金属及び非鉄金属加工製品	非鉄金属 属地金	電 気 金 電 気 銀 粗 銅 粗 銅 (副産粗銅を 含む。)		全 部	非鉄金属月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣		
		電 気 銅 電 気 鉛 亜 鉛								
		高純度多結晶シリ コン シリコンウエハ								
		アルミニウム地金 アルミニウム合金 地金 アルミニウム二次 地金 アルミニウム二次 合金地金	精製アルミニウム地金							
	非鉄金属加工 製品	伸 銅 製 品								
		は ん だ 銅 合 金								
		アルミニウム粉								
		アルミニウム圧延 製品								
		電 線 ・ ケ ー プ ル	銅 裸 線 銅 線 ( 完 成 品 ) アル ミ ニ ウ ム 線							
		光ファイバ製品	通 信 用 ケ ー プ ル 光 フ ァ イ バ 心 線							

変更のない列は、生産品目欄を除き空欄にしている。